



Japan Excellent, Inc.

平成 24 年 5 月 29 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名  
東京都港区赤坂一丁目 9 番 20 号  
ジャパンエクセレント投資法人  
代表者名 執行役員 戸田 千史  
(コード番号:8987)

資産運用会社名  
ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 戸田 千史  
問合せ先 経営企画部長 佐々木 敏彦  
TEL.03-5575-3511 (代表)

### 適用利率決定に関するお知らせ

本日付にて利率が決定する本投資法人が平成 23 年 11 月 29 日付で借入れました借入金について、下記の通りお知らせします。尚、今回より、借入の内容における適用利率の表示方法を変更しています。

#### 記

##### (1)借入金(期間 5 年)

- ① 借入先 : 三井住友信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、株式会社みずほコーポレート銀行
- ② 借入期間 : 平成 23 年 11 月 29 日～平成 28 年 11 月 29 日
- ③ 借入金額 : 3,760 百万円
- ④ 適用利率(注1) : 基準金利(全銀協 6 ヶ月日本円 TIBOR) + 0.65%
- ⑤ 利払期日 : 最初の利払期日は平成 24 年 5 月末日、以降毎年 5 月及び 11 月の各月末日とし、最後の利払期日は元本弁済期日とする(但し、いずれも同日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる日が翌月となる場合は直前の営業日とする)
- ⑥ 元本弁済期日 : 平成 28 年 11 月 29 日

尚、本件借入金 3,760 百万円については金利スワップ契約を締結し、実質的に金利を固定化(1.24375%、平成 23 年 11 月 25 日付「金利スワップ契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。)しております。

##### (2)借入金(期間 4 年)

- ① 借入先 : みずほ信託銀行株式会社、株式会社あおぞら銀行
- ② 借入期間 : 平成 23 年 11 月 29 日～平成 27 年 11 月 30 日
- ③ 借入金額 : 3,240 百万円
- ④ 適用利率(注1) : 基準金利(全銀協 6 ヶ月日本円 TIBOR) + 0.60%
- ⑤ 利払期日 : 最初の利払期日は平成 24 年 5 月末日、以降毎年 5 月及び 11 月の各月末日とし、最後の利払期日は元本弁済期日とする(但し、いずれも同日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる日が翌月となる場合は直前の営業日とする)
- ⑥ 元本弁済期日 : 平成 27 年 11 月 30 日

尚、本件借入金 3,240 百万円については金利スワップ契約を締結し、実質的に金利を固定化(1.13750%、平成 23 年 11 月 25 日付「金利スワップ契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。)しております。



Japan Excellent, Inc.

(3) 借入金(期間4年)

- ① 借入先 : 株式会社あおぞら銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社三井住友銀行
- ② 借入期間 : 平成23年11月29日～平成27年11月30日
- ③ 借入金額 : 1,300百万円
- ④ 適用利率(注1) : 基準金利(全銀協6ヶ月日本円TIBOR)+0.60%
- ⑤ 利払期日 : 最初の利払期日は平成24年5月末日、以降毎年5月及び11月の各月末日とし、最後の利払期日は元本弁済期日とする(但し、いずれも同日が営業日でない場合は翌営業日とし、かかる日が翌月となる場合は直前の営業日とする)
- ⑥ 元本弁済期日 : 平成27年11月30日

尚、本件借入金1,300百万円については金利スワップ契約を締結し、実質的に金利を固定化(1.13750%、平成23年11月25日付「金利スワップ契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。)しております。

(注1)・利払期日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利(全銀協6ヶ月日本円TIBOR)は、直前の利払期日2営業日前に決定します。

(平成24年5月29日現在の全銀協6ヶ月日本円TIBORは0.44077%です。)

・全銀協の日本円TIBORについては、全国銀行協会のホームページ<http://www.zenginkyo.or.jp/tibor/>でご確認いただけます。

(注2)借入金に関する最新情報は本投資法人のホームページでもご確認いただけます。

以上

※ 本投資法人のホームページアドレス : <http://www.excellent-reit.co.jp/>